

令和6年度十日町市安全対策推進方針

市が発注する建設工事及び現場作業を伴う業務委託の安全な施工の確保を図るため、十日町市安全対策推進委員会設置要綱（平成27年十日町市訓令第23号）第2条第1号の規定に基づく令和5年度の安全対策推進方針を定め、事故防止に努めるものとする。

1 墜落・転落、転倒災害の防止

重点的安全対策項目

- ・建設業では、墜落・転落災害による死傷者数のうち、はしご等からの墜落・転落が約3割と最も多くなっていることから、厚生労働省のリーフレット「はしごを使う前に/脚立を使う前に」のチェックリストを活用し、作業前点検を実施すること。
- ・足場組立・解体時等の施工に当たっては、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」及び「手すり先行工法等に関するガイドライン」の遵守により、墜落制止用器具（安全帯）を使用するための親綱等の墜落防止設備を設置し、安全な足場環境を整備すること。
- ・転倒災害は業種問わず最も多い災害の型であるため、「STOP！転倒災害プロジェクト実施要領」に定める措置を適切に講じること。特に、高年齢労働者と冬季に多く発生するため、転倒災害防止対策について事前に準備を進めること。

2 建設機械等稼働に伴う事故防止

重点的安全対策項目

- ・定格荷重を超えた荷の吊り上げ、地盤の不同沈下等による転倒災害が続発しているので、車両系建設機械、移動式クレーン等を用いて作業を行うときは、あらかじめ、使用する機械の種類及び能力、運行経路、作業の方法等を示した作業計画を作成し、これに基づき作業を行うこと。
- ・架空線等上空施設や地下埋設物件については、目印表示等による位置の明示を行い、作業員への周知を徹底すること。

3 労働者の健康確保のための対策

重点的安全対策項目

- ・「職場における熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ、暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること。あわせて、作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うほか、衛生管理者等を中心に管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知すること。その他、熱中症予防に効果的な機器・用品の活用も検討すること。

別紙 R 6 工事成績採点の審査項目別運用表 「安全対策推進方針追加」

安全対策推進方針の重点的安全対策項目について、取り組み内容を施工計画書に具体的・的確に記載され実施された場合は、評価対象項目□その他を該当評価対象項目数として扱います。

チェック項目「・」が複数の場合、○マーク数がチェック項目総数の2/3以上であれば、評価対象項目□その他にレ点を記入し、該当評価対象項目数として扱います。

評価者	審査項目・細別	評価対象項目□にレ点を記入し、該当とする。
検査職員	2. 施工状況 I 施工管理	□その他（十日町市安全対策推進方針の重点的対策項目について、取り組み内容を施工計画書に具体的・的確に記載され実施されたことが確認できる。） ・「はしご」及び「脚立」を使う前に、チェックリストを活用した作業前点検を実施している。 ・足場組立・解体時等の施工に当たっては、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」及び「手すり先行工法等に関するガイドライン」を遵守し、墜落制止用器具（安全帯）を使用するための親綱等の墜落防止設備を設置し、安全な足場環境を整備している。 ・転倒災害防止チェックリストを活用した現場巡視、現場環境の改善や作業従事者の意識啓発等を実施している。又、高齢者や冬季に向けた転倒災害防止対策を進めている。 ・車両系建設機械、移動式クレーン等を用いて作業を行うときは、使用する機械の種類、能力、運行経路及び作業の方法等を示した作業計画を作成し、これに基づき作業を実施している。 ・架空線等上空施設や地下埋設物件については、目印表示等による位置の明示を行い、作業員への周知を徹底している。 ・熱中症の予防のため、暑さ対策や予防のための労働衛生教育を行うなど、適切な作業環境の管理を行っている。

【評価方法】① チェック項目「・」のうち、評価の対象としない項目は削除する。

② 評価対象項目「□」その他は、評価対象項目の下欄のチェック項目「・」が複数の場合、○マーク数がチェック項目総数の2/3以上であれば、□に「レ点」を記入する。 ⇒（該当していることを明示）

評価値（ % ）＝該当評価対象項目数（ ）／評価対象項目数（ ）